

Title	F マイネッケの国民国家思想について(II)
Sub Title	Über den Nationalstaatsgedanke F. Meineckes
Author	米田, 治(Yoneda, Osamu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.4 (1963. 12) ,p.73(493)- 95(515)
JaLC DOI	
Abstract	Sein ganzes Leben hindurch war F. Meinecke die deutsche Nationalist sowohl politisch als philosophisch. Das tiefe Vertrauen, das er zu dem deutschen Nationalstaat hatte, wurzelt im Zeitalter Wilhelms II, Daher ist es bedeutsam, dass wir sein Nationalstaatsgedanke im Zeitalter Wilhelms II analysen, wenn wir seine politische Idee erfassen. Denn sehen wir den Urbild seiner politischen Idee in seinem Nationalstaatsgedanke. Dann unter dem Titel "Über den Nationalstaatsgedanke F. Meineckes" wird hier ein Problem behandelt, wie er sein die politische Ethik im Gebiete der interstaatlichen Beziehung erfasst. Und wir finden sein Kernbegriffe in seiner "Nation" als dem Begriffe, der die Polarität zwischen dem Weltbürgertum und Staatsegoismus vermittelt, infolgedessen können wir konkludieren, dass der Nationalstaat war seine ideale Gemeinschaft.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19631200-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

F マイネツケの国民国家思想について (II)

米 田 治

前稿で述べた如くマイネツケの国民国家把握においては何よりも先づ権力が、国家エゴイズムがその核心でなければならなかつた。それこそランケが説き、ビスマルクが実践したりアルポリテイクの基本原理であり、その故にこの両者はマイネツケによれば、「偉大なる国家解放者であり、」⁽¹⁾「世界市民主義と国民国家」における英雄なのであつた。そこでこの二人の偉大なる国家解放者の国民概念、国家概念についてのマイネツケの理解を通して彼の国民国家思想を国家エゴイズムの面において考えて見よう。

マイネツケは彼の国民国家思想の核心を「世界市民主義と国民国家」において、ビスマルクをして次の如く語らせている、「大国にとつて唯一の健全な基礎は―それによつて大国家は本質的に小国家から区別されるのであるが―国家エゴイズムであつて浪漫主義ではない。自己の利害と一致しない事柄のために争うことは大国にふさわしいことではないのである」⁽²⁾。そしてこの言葉こそ彼によれば政治的浪漫主義の朦朧さを雲散霧消せしめた偉大にして単純な真理であつた。⁽³⁾

彼はビスマルクのこの言葉の正しさを証明するためにフリードリヒ・ヴィルヘルム四世の見解と対照させて論じている。フリードリヒ・ヴィルヘルム四世の政治的信条はビスマルクのそれとは正反対のものとして次の如く要約されてい

る、「私は眞の政治的共同体の建設をドイツ国民の側よりする正しい要求として、プロイセンの眞の利害關係と一致する使命として認識する。しかし余には外国の領地に手をさし伸べてはならないという神の掟がそれよりも高く、否あらゆるものよりも高く位置している。……余は国民の統一を口には言い得ぬ程尊重しているものであり、物心ついて以来そうしているのであるが、しかし余のキリスト教徒としての義務は更に高い。両者は天と地程もかけ離れている。それは格言ではなくして掟である。余はこゝに立つていて他の場所に立つことはできない。」⁽⁴⁾ビスマルクは、国家は自らの必要によつて導かれねばならないと主張し、フリードリヒ・ヴィルヘルム四世は、国家は道德法則、神の掟によつて導かれるべきであり、正当に国家を属しないものは取るべきではないと主張する。そして後者の主張は彼の政治上の顧問であつたルードヴィッヒ・フォン・ゲルラッハの見解でもあつた。このゲルラッハの政治上の行動の原理はマイネッケによれば、「確かに比較的平和な時代にあつては少しばかり名声を国家に保証し得るが、……しかしそれは同時にあらゆる他律的行動と同様に、劃一性、硬直、変化する事態に対する生き生きした適應の不能、自然や歴史的発展の生命力の抑圧を意味した。ゲルラッハは運動している現実の諸力そのものにおいてではなく、彼の信念が彼の政治的原理に投影している普遍的超越的絶對的關係において、運動の法則を探索したのだつた。」⁽⁵⁾

あらゆる点においてビスマルクは正反対であつた。「彼の政策は現実に運動しつつある諸々の力の核心から引き出され、その本質は個性であり、プロセスであり現実性(Diesseitigkeit)である。それらの力は瞬間から瞬間へと振動する。何故ならそれらは、『ある戦争の場合のために如何なる同盟をも結び、如何なる集団にも属する可能性、蓋然性もしくは意図のあらゆるニュアンス』によつて規定されているから。」⁽⁶⁾そしてこれらの力こそ個体的な国家に内在する本来的な利害關係であり、それ故にビスマルクの政治はプロイセンの安寧福祉を第一義となしているにも拘らず、ドイ

ツ国民国家の理念の反映であつた。何故ならビスマルクはプロイセン国家の行動の原理を、政治的に一体となつた民族共同体の最も重要な内的外的利益において求めねばならなかつたから。フリードリヒヴィルヘルム四世らが注目していたプロイセン国家はかような意味での国民国家ではなく、彼らはプロイセン国家をその対外政策においても最高の倫理的価値と結びつけ、それによつて権力の目標、権力の運動の自由、またその同盟の可能性をも束縛した。彼らは国家に立てた非国家的目標によつて国家がその活動に當つて使用すべき手段を変化させ、最に政治的思考即ち政治的に可能であり又実行し得べきものについての観念を変化させ、かくして政治的誤謬、欠陥、失敗及び屈辱の一つの源泉をつくり出したからである。⁷⁾ それに反してビスマルクの政策が成果をおさめたことは歴史の証明するところであるとマイネッケは感じていた。確かにマイネッケによればビスマルクは国家が一般にその本性上行動しなければならぬように行動したのだつた。

かように国家は自らの存在を確保せんとするならば、抽象的原理や倫理的掟に依拠するのではなくして自分自身に依拠しなければならぬというマイネッケの主張は、ビスマルクについての彼の論究において絶頂に達する。しかし彼はビスマルクの原理を全面的に肯定するものではなかつた。彼はいつもビスマルクを超えた彼方を観ていた。彼は国家間の世界における国家の現実の利害、権力衝動に基くりアルポリティックでは満足できなかつた。又かようなりアルポリティックが現実の利害関係の必然性のみでは十分に正当化され得ないことを承認した。彼はビスマルクの原理を認めつゝも十全な意味においては承認し得ず、批判的たらざるを得なかつたのであつた。⁸⁾

ビスマルクに対する彼のこの批判から彼の国民国家思想へのもう一つの面への論究に移る前に、彼がビスマルクとともにドイツ国民国家解放の英雄と看做したランケに対する彼の態度を一瞥しておきたい。何故ならそうすることによつ

て彼の国民国家思想をより一そう明らかにし得るであろうから。

ランケも同じくリアルポリティークの味方であつた。しかしそれを正当化する方法はランケとビスマルクとでは大いに異つていた。後者のとつた正当化の方法を前者は疑問視し、その反面前者のとつた方法は後者にとつては縁のないものであつた。ランケの取つた正当化の理由づけは、「国家の権力とそれの人格への権利は決して恣意的使用のためにあたえられているのではなく、またその生存を確保するためのものでもなくして、『国家存立の条件は国家権力が人間の精神のための表現に新しい通路をつくり出し、この精神を独自の形式においてつくり出し、且つそれを新たに開示することである。これこそ神よりあたえられた国家の使命なのである』⁽⁹⁾」という見解であつた。この見解においてランケは国家のエゴと倫理的理想とを矛盾実立せる二元論—フリードリヒ・ヴィルヘルム四世やL・フォン・ゲルラッハの見解がそうであるが—を少くともビスマルクとは異つた方法で克服し、部分的ではあるがこの矛盾の部分的統一を行つた。彼は確かに国家を普遍主義的掟に従属するものと見た。そして「この掟は諸国家の個性的発展を自らの内に包含し、決してそれらを傷けたり犯したりはしない。……ランケは形而上学的要素を歴史から追放しなかつたが、その本来あるべき場所を経験の次第に消え行く境界に置いたと同様に、彼は普遍的理念を大いなる国家の生命から抹殺することなく、それが諸国家の自由な運動をもはや妨げない所に置いた⁽¹⁰⁾」のである。

ランケにとつては国家が自らの権力を行使し権力行為を行う適切な規準は、一面においては国家の具体的な利害関係であり、他面においては普遍的な倫理的掟であつた。しかしこの両者の境界は経験の消え行く境界におかれているが故に不明確であることは免れ難い。それ故この不明確さを具体的なものにおいて観ることが必要であろう。この点より考察するなら、ランケは国家の権力行使の規準を国民におくことを拒否した。即ち彼は一八四八年—一八五〇年のフラン

クフルト国民議會における国民的統一運動を、自由主義的立場よりする国民国家建設運動を讚美しなかつた。⁽¹¹⁾ 彼の基本的確信は保守派のそれと一致するものであり、この確信が彼をして現在の、主權を掌握している個別国家(Enzelstaat)がドイツ精神の最も眞実な表現であるとの見解へ導き、⁽¹²⁾ 更に国家が本来的に国民よりも強力にして緊密な統一体であるとの見解へ導く。⁽¹³⁾ そして国家から発する道德的エネルギーによつて国家の権力も高貴な文化に高められるが故に、国家の権力行為における普遍的倫理的原理の担い手は實質的には政治上の権力者の意志と一致し、その意志が代表している政治共同体が、国民的總意に基く国民的共同体であるかどうかとは別箇の事柄であつた。マイネッケはランケを以上の点において、即ち自由主義的な国民国家統一運動を過小評価し、国民国家よりも個別国家に優位を置き、国民よりも国家を強調したという点において批判して、⁽¹⁴⁾ ランケが普遍主義的な志向を有していたこと、そしてその普遍主義的志向が適切であることを認めつゝも、それでも尚ランケの見解の不十分さを指適するのである。

かように一面においてはマイネッケはランケとビスマルクの教説を継承しつゝも全面的には承認し得ず、その批判を通して彼自らの国民国家像を完成せんがためにもう一度十九世紀初期のプロイセン改革の時代へと立戻りシュタイン、W・フンボルト、フイヒテラ改革時代の英雄たちへと向うのである。そして先に否定した世界市民主義的、普遍主義的要素の再把握を試みるのである。しかもこの再把握において国家の権力衝動を、リアル・ポリテイクを全面的に排除することなく。

(II)

この再把握において特に注目しに価するのは彼のフイヒテについての見解である。イエーナ戦争におけるプロイセンの敗北後、ナポレオンのドイツ支配を打倒せんがために、フイヒテはドイツ国民のためにマキャベリーの教訓を説き、権力としての国家の本質を明確に是認し、国家権力の強化を要請して次の如く述べる、「国家は一つの強制組織として、人間を必然的に悪意あるものとして、(傍点筆者) 前提し、この前提のみが国家を基礎づける状態にあるのである。そしてこの前提をひとはまた諸国家相互間の関係の基礎にしなければならず、ここでもまたすべての国家はそこに自らの利益を見出すと信ずるなら、他のものを害するためにあらゆる機会を把えるであろうことを前提としなければならない。」……更につゞけて、「国家の安全は彼自身の領土に基くのみならず、一般に国家が自らの影響を及ぼし得……自分自身を拡大し得るすべてのものに基いている。⁽¹⁵⁾」かように彼は明らかに国家が自らを守り自己の生存を維持せんがためには、如何なる手段も取り得る権利のあることを主張している。しかしフイヒテはビスマルクの如く国家のこの権利を単純に国家の生存の維持そのものから引き出しはせず、国家の生存の維持のより深き意味を探索したのだった。彼は一見利己的に見える諸々の力の活動過程に合理的な理性と意味とを見出し、且つそれを最高の人類性の理想と調和させようと努めた。そしてこの調和を成就するのに彼は国民の概念により尊厳な意味を賦與することによつてこれをなした。即ち「各々の国民は自己が蔵している独自の財宝を可能性の限界まで広く拡張しようとし、全人類と合体させようとする。このことは人間の中にある、神のあたえた衝動と一致するものであり、その衝動に依拠して諸民族の共同が、諸民族相互の軌礫と永続的形成がひき起されるのである。⁽¹⁶⁾」

マイネッケはフイヒテのこの言葉をこの時代の最も意味深く、深奥な言葉となすことを要請する。⁽¹⁷⁾ 何故なら「それは旧来の国家の権力斗争及び新しい国民主義的な民族の欲求を、在来のドイツ精神の世界市民主義的普遍主義的諸理想と調和させた⁽¹⁸⁾」から。今や「国家の権力衝動を本来的にして有益なる生衝動として認識し、それを哲学的倫理的体系にその処を得せしめた点に、フイヒテは決定的な歩みを踏み出した。マキャベリーの教説と反マキャベリー主義者の反論とは部分的には克服され、部分的には高められて互いに両立させられた⁽¹⁹⁾」のであつた。そしてこの重要な寄与をフイヒテがなし得たのは、「国家の概念と人類の概念とに国民の概念とが結びつけられ、それによつて国家を新しい光において照らし出したが故に外ならなかつた⁽²⁰⁾」とマイネッケは主張する。

「もし国家が単に君主の意志のみによつて、自己保存の冷厳な利害関係のみによつて動かされるのみではなく、生きとした民族共同体によつて担われるなら、この民族共同体が自らの独自性の故に人類に対する価値を有するならば、その時は国家の権力衝動も高貴さと倫理性とを獲得するであろう⁽²¹⁾。」ここにおいて彼はフイヒテに即しつゝも彼の思惟において国民が国家と政治に対して果たした決定的役割を十分に示している。もし国民によつて担われていないなら、国家は権力衝動であり、冷厳なる利害関係によつて動かされる権力体であるにすぎないであろう。国民は国家が自らの行動の妥当か否かを判断する具体的な規準である。何故なら国民はその独自性の故に人類性と密接に結びついているから。国民と結びつくことによつて、国民国家となることによつてはじめて国家は普遍的人類性というより高き精神性に奉仕するものとなり得る。国民にとつて有用である限りにおいて国家は保持するに価値あるものであり、国家間の権力斗争も赤裸々な国家エゴイズムも正当化され得、道徳的意味を有し得る。」それ故に「国家に関する我々のあらゆる思惟と配慮を支持し是認する高き認識、即ち国家は一つの超個人的全体的人格であるという認識は、個々の市民の共同

体的感情とエネルギーとが国家の中に運び入れられ国家を国民国家に変化させたとき始めて十分に到達され得る⁽²²⁾」のである。

(III)

以上の如くマイネッケにおいては国民は普遍的人類性に向つて開かれた政治上の共同体であり、それ故に理想の政治的集団でもあり得た。しかしこのことを断定せんがためには何故に国民が彼にとつてかような意味を有し得るものであるかが検討されねばならない。以下に若干彼の国民概念について一瞥して見よう。

彼は国民について次の如く書いている、「我人はそれによつて自己が与えられんがために、また自己の中に生きていく程のものをその中に運び入れられんがために共同体を必要とする。そして彼自身が自律的となり個性的になればなる程、彼はますます広く且つ大胆に自己に影響を及ぼすべきもの、またその中で自己を形成せんとするものの範囲を定めることとなり、この生活圏はそれだけ一そん豊かな内容とくつきりした輪廊とを得ることとなるであろう。そしてひとがその中に自己を立てることのできる比較的大きなあらゆる生活圏のうちで国民程直接的に全体の人間に話しかけ、それ程強く人を支え、それ程忠実にひとの自然的精神的実在全体を再現し、それ程大人間 (Makroanthropos) であり、強力な個体であるものもしくははあり得るものは恐らく外に存しないであろう⁽²³⁾。」また、「国民は一見したところ、長い発展の中に歴史的に成立し絶えず運動し変化しているところの生活共同体である⁽²⁴⁾。」

以上の文章によつてマイネッケの国民についての基本的見解は示されているといつてよい。この見解から次の如くその特色を抽出し得る国民とは (一)歴史的な大なる生活共同体であり、(二)直接に全体の人間に訴えかけ、ひとえを支える

共同体であり、(三)人間の自然的精神的実在の忠実な再現であり、強力な個体であるような共同体であった。この三つの特色に即して彼の国民概念を見て見よう。

(一)については言うまでもないであろう。しかし国民も他のあらゆる共同体と同様に歴史的存在であるとは、歴史家として歴史的に思惟するマイネッケの学問の性格を端的に示すものと言い得る。たゞこの場合彼の国民概念が自然法的西欧的国家理論、社会理論と対立するものであること、また彼の国民概念についての歴史的把握が大まかに言つて文化国民から国家国民への発展について語つて⁽²⁵⁾いること、この二つのことを指摘しておけば十分であろう。

(二)においては彼は個人をして一つの、国民という大なる集団、共同体へと結合させる力について述べているのであつて、その力とは自然法的社有理論が看過し勝ちであつた非合理的超個人的歴史的環境的な力なのである。個人は孤立しては生存し得ない。個人は自己を与えるものを、自己をその中へ運び入れるより大なる共同体を、しかもこの共同体の中へ運び入れられた時には個人が孤立にあつた際に個人を集団へと共同体へと驅り立てた衝動が解消させられるような大いなる共同体を必要としている。かように共同体へと驅り立てる力として、地理的環境、近親的家族的な血縁的紐帯と種族的同質性、自己と子孫の生存を維持するための公共的必要性、共通の恐怖、共通の言語、共通の文化的精神的⁽²⁶⁾生活等があげられよう。そしてかような諸力を統合したものであり―勿論これらのものすべてを同時に有する必要はないが―しかもこれの超個人的諸力の中の最強のものが国民なのであつた。それは確かに非合理的無意識的力であり、社会的結合力を人間の理性的意識的努力に求めようとする自然法的社会理論と厳しく実立するものであつた。かような自然法理論は抽象的に真空状態において国家社会を構成し、現実の非合理的な社会的結合を偶然と変異の領域、正常ならざる領域へと転移させ、かくすることによつて自然法理論は現実において強力に作用している具体的な歴史的諸力を看

過してしまつたのである。

(三)においては国民は個人の自然的精神的實在の忠実な反映であり、それ故にマクロアントロポスであり個体であつた。そして彼は個人においてあらゆる価値と尊嚴の源泉を求め、それを個性として表現する。そして個性とは「不可模倣的な独自の有機的な生命の原理であり」⁽²⁷⁾ 個体の創造の中心としての人格性であり、個体の深淵を示すものであつた。⁽²⁸⁾ それ故国民もそれ自身において個性性であり、独自の生命の原理であり且つ人格性であつた。そしてここにおいては国民はこの独自の生命原理と人格性との二点において指摘し得、この二つの点は彼の思惟においては一点に集斂し、一つのものに結びついているのである。⁽²⁹⁾ 非合理的歴史的諸力の結合体としての国民の独自性は彼が国民的共同体発生のついでに探求における態度として、「一般的な經驗法則ではなくしてたゞ具体的な個々の場合の研究のみが我々を教える。もし仮りに一般法則がこゝで支配するとしてもそれは我々の經驗には近づき離いものである。成程ひとはこゝかしこにおいて一般法則とまでは行かぬまでも一般的傾向の一片を把握し得、またあらゆる国民の、それ程でなくとも多数の国民間に似通つた諸々の特徴及び發展段階を認め得ると信じているが、しかし一そう嚴密に吟味すれば、各国民は何れも全く个性的独自の部分を有していることがわかる」⁽³⁰⁾ と語つて見ても理解し得るところである。

しかし最も重要なものは国民における人格性という要素であろう。何故ならこの点において国民が何故理想的共同体であり、普遍主義的倫理的原理を内在させているのであるかとの間に対する解答の大部分があたえられるからである。

人格性とは彼によれば、「単に可能な限りの自治を意味するのみならず、出来得る限りの自給自足並びにあらゆる内的力と素質の調和的統一及び育成を意味する」⁽³¹⁾。そして彼はかような人格性を国家国民について次のように語つている、即ち国家国民とは文化国民との対照において「共同の政治史及び制度の統一力に基いて形成された国民」⁽³²⁾であつて、そ

れは何よりも先づ「その政治的共同感情を強力な共同感情にまで刻印し、それによつて一つの国民となり且つこれを意識せんとする国民であつた。」⁽³³⁾「近世の偉大な諸国民の発展において我々は一つの切れ目を、即ち前期と後期との區別を有するが、その前期においては国民は全体としてより多く植物的非人格的存在と成長とを有し得るが、後期においては国民の意識的な意志が目覚め、自らを偉大な人格として、偉大な歴史的統一体として感得し、発展せる人格の象徴と權利である自治を要求するに到る。」⁽³⁴⁾かように国民における人格性は国民の歴史におけるより発達した段階である国家国民の特性なのである。

先に述べた如く国民における人格性とは第一に国民という共同体における自治であるが第二にそれはまた国民内部の諸々の力と素質の調和的統一を意味した。それ故に国家国民の形成には「個人主義的な自由活動の時代の先行」⁽³⁵⁾を前提とし、国家国民は近代的個人主義を内在させているのであるが、このことを国民の人格性における第一の点について言うなら、それは近代個人主義の一つ分派即ち「民主的傾向を取つて万人の同権を獲得せんと努力した……民主的個人主義」⁽³⁶⁾の流れを汲むものであり、自由な人格性の自由な活動を強調するものであつた。しかし彼の言う国民の人格性にはもう一つの特質がある。それは国民内部の諸々の力と素質の調和的統一であり、この点について彼は次の如く語つてゐる、「国民が勢を増すと同時に国民の内部の生活圏も力を加える。かくして今やまた、既に存していた国民内部の精神的政治的諸対立は益々深く描り下げられ、その上更に新たなるものまで附け加えられる。何となればあらゆる党派や集團は今や国民の中の諸々の生き／＼した個性的力を利用するようになるから、まことに国民そのものの内部に様々の国民概念が対立して現われ、それらの多くの異なる傾向は何れも自らのみを真に正しく国民を代表するものと主張する。しかも国民の一部が卒直に且つ善意で以つて自らを全国民の核心であると看做すというこの現象は全国民生活に基礎を

有しているのである。何となれば国民生活とはつねに矢張り比較的活潑にして強力な諸要素によつて定められているものであり、遲鈍な群集によつて一様に規定されるものではないから。……それ故に国民とはある意味において本来つねに全体を代表する国民の一部なのである。⁽³⁷⁾この指摘は彼が近代個人主義において民主的個人主義と並んで、「精神的な意味において貴族的感覺を有し、最もよきものを解放し、高めんとした」⁽³⁸⁾貴族的個人主義と結びつくのであつて、それは「国民の理念の中に、ここで一度国民とともに感じ、彼らの中に眠っている諸々の力を感知し、民衆それ自体とは言かぬまでも民族の理想像を抱き得る可能性を有しているのであるから。」⁽³⁹⁾かようにマイネッケには国民を人格性として把握することにおいて自由と統一、獨創と調和との切点を、融合を見出したのであつた。彼が国民を理想的な共同体と看做したとき特にかような融合を念頭においていたと言えよう。⁽⁴⁰⁾

以上吟味した国民についての三つの特徴の故に国民は彼にとつて理想的な共同体であつた。即ち国民は個人を集團へ、社会へと結合させる現実の動的な諸力と最もよく一致し、またそれは個人が自由にして個性的な人間として、集團、社会において自らの可能性を最高度に達成し得る共同体であり、またそれは個性的な個人が調和的な人間關係を形成し得る共同体であつたから、かようにして国民は対内的には自由と調和の具現者であるが故に、膨脹と拡大への衝動を含む國民國家の対外的權力關係は結局のところ、国民が対内的に具現している自由と調和という道德的倫理的行為の成果の増大とその影響の及ぶ範圍の拡大を意味することとなり、國民國家の対外的權力行為は正に道德的にして創造的行為である。それ故に國際政治における諸々の國民國家の自己の利害をめぐる權力斗争も、リアルポリティックによる國家間の対立抗争も創造的緊張そのものの過程の一部分に外ならない。

しかも国民は諸々の共同体における最大の、最高の共同体であつたが故に国民を超越し凌駕する共同体は存在し得な

い。何故なら国民はマクロアントロポスであるから。それ故国民国家は対外関係において自由であり、自らの自由を抑圧するものを排除する自由を、主権を有する一方、かような国民国家の自律性、主権は、対外行動の無制限の自由を可能とはならず、反つて主権は権力の恣意的行使に最も現実的にして最も実際のな制限を賦与するものであると彼は信じた。即ち国民の概念は国民の政治への参加の権利を保証するものであり、それ故に権力の恣意的行使よりもむしろ国民の各成員の自発性に基く社会的政治的の共同意志が優先する一方、対外的には国民は主権と自律性とを有し且つそれを主張する他の諸国民と直面して居り、これらの諸国民の主権も自律性も同様に倫理的価値を有しているが故に、二つ以上の国民が相互に衝突することは自由であるが―それは前述の創造的緊張、創造的抗争に外ならぬ―、かような衝突において一方が他方の自律性と主権を維持し得ぬ程度にまで、自律的個体として存立し得ぬ程度にまで自らの意志を強制することはできないのである。これこそ普遍主義的掟と言ひ得るであらう。

(IV)

以上の如き論理から国民の普遍的道德的価値への道が開かれて来るのであり、かように国民は一個の個性として倫理的共同体におけると同様の倫理的価値を実現せんがために普遍主義的掟に従い且つこれを表現しているならば、国民国家は事実上普遍主義的世界市民主義的役割を果しているであらう。彼が十八世紀の世界市民主義的原理と、この原理の目覚めから生じた国民主義との間に積極的な関係を樹立したのはこの意味であつた。彼の著「世界市民主義と国民国家」において彼は世界市民主義からの国民国家の解放と国民国家の勝利を讚美しているにも拘らず、国民国家における自律性と権力衝動の発見に重要な意味を賦与しているにも拘らず、世界市民主義は「本来的には単に毒ではなかつた、

それは薬であつた」のである。それ故に彼の国民国家思想における普遍主義と国民主義、道徳と権力、倫理的規範と国家エゴイズムとの間の関係を更に顧みなければならぬ。国民国家は彼にとつては前稿で述べた如く単に国家エゴイズム、自らの権力衝動に従つて運動する権力にすぎないと言ふことはできないのである。

フランス革命における普遍的な人権はその人権が現実に機能し、現実に実現されるためには、国民によつて担われなければならなかつたとの彼の指摘はすでに述べた。その指摘はまた、「国民的理念の国家への流入は普遍的な理念の国家への流入と同時にあり、且つこの流入は相互に密接な関連において生じていた」ことを意味するのであり、確かに「十八世紀の胎内より発生し世界市民主義を飽食した革命フランスがヨーロッパにおける最初の偉大な国民国家であつたといふこと事実は象徴的なことであつた。」⁽⁴²⁾「国家は国民における純粹の人類性の成就というより高次な目的のための手段である」⁽⁴³⁾とのフイヒテの言葉、「各々の民族は人類性という神の理念の異なる表現である」⁽⁴⁴⁾とのランケの言葉、これらは何れも表面的には対立しているように思われる概念のより深き統一性を暗示している。普遍的な人権の保護育成の場としての、現実の共同体としての国民国家は、自らの中に世界市民主義的理念の正当性を保持し続けたし、そのような保持を通じて十八世紀的絶対主義的国家から十九世紀的国民国家への再生を成就し得た。それ故世界市民主義的理念は国家のかような再生における触媒という不可欠な役割を果した⁽⁴⁵⁾と言ひ得よう。

かように彼は国民と世界市民主義とを彼が好んで使用する他の概念、例えば現実と理念、精神と権力の如き一を考察したのと同様のパースペクティヴにおいて両極性において考察した。相対立する両極関係においては各々の一方はその他方にとつて不可欠の存在である。何故なら各々は相互の対立と緊張を通じてのみ存在し、成長し発展し得るからである。「歴史の最も真なる機能は国民的にして世界的である」⁽⁴⁶⁾と彼は書いた時、この両極性を歴史の一般的次元にまで及

ばしたものである。それ故かような両極はその何れか一方で以つて絶対的な正当性を要求し得ない。世界市民主義的理念で以つて歴史的政治的理解、道徳的洞察の唯一の原理として歴史家が歴史叙述を行うならば誤謬を犯すことになるであろうし、また逆に国民的理念についても同様のことは妥当するであろう。

かように彼にとつて世界市民主義的理念は全面的に否定さるべき有害なものでは決してなかつた。「二つの偉大な時代の内的な精神的連続性を媒介するものに無用のものは何もない」⁽⁴⁷⁾のである。彼はこのことをシュタインにおいて次の如く述べている。「一八一三年と一八一四年におけるナポレオンの敗北に対するプロイセンの決定的な寄与は、自由の世界と奴隷の世界との概念で以つて思惟した急進的なプロイセン改革者の精神とこれらの改革者の存在なしでは存し得なかつたであろう」⁽⁴⁸⁾。それにも拘らずこれらのプロイセン改革者が国家生活に注ぎ込んだこの普遍主義という薬が不可避的に毒薬となつたという信念を固く彼は持した。それ故に彼がこの両極を、それ〴〵の本質を維持しつつ如何にして調和させたかが問題となろう。その場合この調和をはかるのに彼は国民的理念を積極的な(positive)要素として、世界市民主義を消極的な(negative)要素として取扱つたということ、即ちこの両極の調和を国民国家の優位において成就しようとしたことは述べておく必要がある。その理由としては種々のものが考えられるが、彼のビスマルク体制への承認があげられよう。その外に彼の個性性の原理への彼の根本的な確信は普遍主義的劃一性への嫌悪を生み出すであろうし、また歴史家に固有な経験主義的研究態度は歴史における国家の役割の強調をもたらすであろう。⁽⁴⁹⁾そこからまた政治的利害関係の考察の方が普遍的人類性の如き漠然とした理念よりもより一そう重要であるという態度が生ずるであらう。かような態度から国際政治の世界―これを政治における普遍的世界と言ひ得るなら―を規定する普遍主義的原理を考えようとするならば、その原理は抽象的にして曖昧なものとならざるを得ないであろう。

普遍主義的原理が抽象的であり曖昧であるという点においてランケとマイネッケとの一致が見られる。この普遍的原理へのアプローチがこの両者には異なるにも拘らず。この一致点においてマイネッケはランケの理念をそのまま継承しているのであつて、彼は諸国家諸民族の世界史的関連を「経験の次第に消え行く境界」にとゞめておいたのであり、ランケとともに次の如く語ることができた、「国民性の深みの中にその起源を有しながら、しかもその起源及び目標は普遍的なものの色合いを帯びている。しかし国家の現実の生活はあくまで国家それ自身の生活に外ならぬ。かような国家の現象を考察し再現する歴史の研究は、人間的なすべての事柄に無関係であることは許されない限り必然的に普遍的なものであらねばならぬが、しかし歴史観察の対象である個々の国家が自らの本性と自らの利害とに従つてのみ行動することを無条件的な権利として認めてのみ個々の国家は理解可能である。その結果として何という堂々たる対句 (Anti-these) を我々は見出し得ることか。即ち諸国家の行動そのものは普遍的動機によつてではなく利己的動機によつて行われているが、その行動の意味は普遍的であり、またこれらの行動が観察されるパースペクティヴもまた普遍的であると言ふべきである。」⁽⁵¹⁾

彼は国民国家に最大限の行動の自由をあたえたために普遍主義的理念が墮してしまつた否定性から普遍主義的原理を救出せんがために、国家の理念と普遍主義的原理との媒介を国民の理念に求めたのであつた。そしてこの媒介概念としての国民は、一方においては国家に対して国家が人類性の理念より生ずる普遍主義的な義務を有することを説くとともに、他方では普遍主義的人類性に対しては、国家が個性性であり、自由であつて普遍的劃一的なものではないことをさすという使命を彼は国民にあたえたのだつた。かような思惟過程を通じて彼は国民主義と世界市民主義の双方を、リアリストとイデアリストとの双方を包容し得た。彼の国民主義は政治的であると同時に倫理的であり、彼の言う国民

家は権力共同体であると同時に精神的文化的共同体であつた。ここにおいて国民国家は理想的な政治的共同体であり、眞のマクロアントロポスとなる。

この両極の結合をもう少し辿つて見よう。両極の一方である国家エゴイズム権力衝動の肯定は國際政治の場における国民国家の自由を確保した。成程国民国家には媒介概念である国民から由来する普遍主義原理が、国民国家の行動の自由に対する束縛の原理が含まれている。そしてこの原理が現実に機能したとき始めてそれは独裁制となり専制主義となる。⁽⁵²⁾それは保守反動の形をとるにせよ革命運動の形を取るにせよ独裁制であることには変らない。しかしかような普遍主義は国民国家においては、普遍主義が現実に機能し顕現する一方手前にとゞめられ、經驗の消え行く境界にとゞめられている故に、国民国家は自由を抑圧する独裁国家となることはできない。そして現実においてはもう一方の極である国家の自由な権力衝動によつて行為する政治的共同体である故に、現実の次元においては国家は自由である。かように国民概念を通して普遍主義の轉移を行つてその現実的機能を奪うことによつて国民国家は自らの自由を確保し得たのだつた。

しかし他方ではこのことは国民国家においては普遍主義の肯定をも維持されている。たゞその具体的現実的な現象形態において否定されているにすぎない。又国家国家は国家エゴイズムを全面的に肯定してはいない。抽象的理念的には国家エゴイズムは否定されている。たゞ具体的現実的現れにおいて肯定されているにすぎない。かよう両者の關係においてこの両者を媒介したのが国民であり、国民は一方ではその理念的な意味賦与即ちその一面における倫理的民族共同体としての本性を通して普遍主義の部分的肯定を行いつつ、他方では現実的な意味賦与即ち政治的民族共同体としての本性を通して国家エゴイズム、国家の権力衝動の部分的肯定を行う。即ち普遍主義は理念的意味を賦与された倫理的共

同体としての国民の作用によつて、その本来あるべき場所として、現実の強烈なる力によつて赤裸々に照らし出されぬ薄明の境界に位置させられるとともに、国家エゴイズムは現実的政治的共同体としての国民の作用によつてその現実的性格を維持しつゝ、しかも経験の次第に消え行く薄明の境界からひそかに流出して来る普遍主義的原理の神秘的な精神化をうける。かくして「国家生活における普遍的理念はそれが本来把え難き生の氣息たるにとゞまる場合にのみその天恵を顕し得るあの精神的要素の一つである」⁽⁵³⁾とともに、一つの普遍的掟が「諸々の大いなる国家人格の上に漂いつゝ……しかもそれは諸国家の個性的發展を同時に自らの中に包含する……」⁽⁵⁴⁾のである。

彼は普遍主義を保持していた。しかしその普遍主義は現実という領域、国家間の権力斗争の場において、經驗的世界において保持されていたのではない。それは「把え難き生の氣息にとゞまるような領域において」、隱微なる神秘的な精神の深みにおいて、換言すれば現実がまだ現実へと動き出さない一歩手前において、追体験の世界において、魂の予感によつてしか把握されないような領域において保持されていたのである。⁽⁵⁵⁾ 普遍主義は国民国家に内在化せられていたのである。

それ故現実の世界は即ち国民国家間の国際政治の場は、国家権力の自由なる発現の場である。フイヒテの主張する如く「他国との関係においてはより強力な国家の法以上の法は存在しない」⁽⁵⁶⁾のであつて、「一国の権利と義務は精力的に自らの自己保存を追求し、その自由保存に役立つものを自分自らで決定することである」⁽⁵⁷⁾とのフイヒテの定義を正しくマイネッケの主張に外ならない。それ故「国家間の関係においては法が何であるかということを思量し決定する支配者は存在しない。そこには相互に直面し合う主権国家が存在するだけである。各国家の主権意志が存在するとき、どうして国家間の永遠の一致が存し得ようか」とのヘーゲルの言葉にマイネッケも深い感銘を抱いたのであつて、「国家間の

關係についてのヘーゲルの思想は、全く經驗的な意味を鋭い政治歴史的理解において表明したものであつた。⁽⁵⁸⁾

しかし問題はまだ残つている。内在化せられて經驗の消え行く境界におかれた普遍主義的理念は国民国家の現実に対して如何なる機能を果し、如何なる影響を及ぼし得るのであるか。国民国家の現実の領域が薄明の境界から流出する普遍主義によつて蒙る隱微なる精神化とは一体具体的には何を意味するのであるか。国家が国民と結びつくことによつて国家にあたえられたものは現実の世界においては何を意味するのか。

たしかに国家エゴイズムは彼が政治と歴史についての彼の見解においては中心的地位を占めている。しかし彼はビスマルクの事例によつて、国家エゴイズムが自分自身を規制し得るといふ力強い經驗的証明があたえられていると感じていた。ビスマルクはドイツ民族のエゴは多数のエゴの中の一つのエゴにすぎず、多くのエゴの世界の中に自らの処を見出さざるを得ないということを知つていた。それ故一度国家エゴイズムの真髓が把握されるや、それは政治家をして精力的に行動させ、自国の利益という目的に達成させるのみならず、賢明にして中庸、謙虚ならしめる⁽⁵⁹⁾ということをしてビスマルクが以上のことを証明したのだということ⁽⁵⁹⁾を彼は感じていた。

政治家は自己の背後に国民を担いつゝ主権国家の権力意志の相争う國際政治の世界において自国の利益を貫徹しなければならぬ。そのためには賢明でなければならない。そうするならばそこに自ら一定の限界が示されるであろう。そしてその限界が普遍主義的倫理的規範と同様の役割を果すであろう。だが普遍主義的原理を自らの政治行動の原則となすべきではない。何故なら、かような行動の具体的現象は必ず独裁へと導くであろうから。それ故国家間の世界のこと、現実政治の領域のことは主権国家の自由な意志に基く行動に委ねること⁽⁶⁰⁾で彼は満足した。彼はビスマルクの示した事例に信頼し、国民国家は自らの責任において危険を認識し、中庸のとれた政策を遂行し得ると信じた。そして国家と

国民の結合が政治家をして賢明ならしめ、超え行くべきではない制限を政治家に提示するであろうと彼は確信した。

かように国民国家の国家エゴイズムに基く行動から自ら示されるような限界、制限、これこそ国家生活における普遍主義の未だ把え難き氣息が示す天恵なのであり、国民国家に内在化せられた世界市民主義が現実の赤裸々なリアルポリテイクの世界に対して有している意味である。しかし第一次世界大戦における彼の体験は彼のかような思想と現実の世界、国家生活との間に大いなる深淵の介在していることを認識させるようになる。だがそれは冒頭に設定した問題の範囲を逸脱することとなろう。

以上で以つてマイネッケの学問的思想的發展の第一段階における彼の国民国家像をその国際政治の領域に即して明らかにできた信ずる。第一次世界大戦以後における彼の政治思想上の諸問題については他日を期したい。

註

- (1) F. Meinecke, *Weltbürgertum und Nationalstaat*. S. 278. (W. u. N. 略)
- (2) *Ibid.*, S. 319—320.
- (3) *Ibid.*, S. 319.
- (4) *Ibid.*, S. 275.
- (5) *Ibid.*, S. 322—323.
- (6) *Ibid.*, S. 323.
- (7) *Ibid.*, S. 275. この引用は Radwitz, *Neuen Gesprächen*, (Vol. I, S. 206) に示されている。ラドヴィッツはこの国王の有力な政治顧問であり、一八五〇年には外相となつた。彼は国王が奥国の圧力に屈してドイツ連邦での指導権を握ろうとする努力を放棄したとき辞任した。この放棄が一九五〇年のオルミュッツの条約であり、これはプロイセンの退却と看做され、この国王の政策の弱さの象徴と看做される。

(8) マイネットのビスマルクについての論及は W. U. N. においては大体この方向において示されている。一八九九年における Bismarck, Gedanken und Erinnerungen についての彼の書評はもつと端的に示されている。例えば彼はビスマルクを大いに賞讃して彼をドイツ最大の政治家であると指摘しているにも拘らず、ビスマルクの階級意識のナイーブさを非難し、又彼は一度も自由主義的立場よりする反対派の純粹な理想主義に理解を示さなかつたと批判する。たゞビスマルクは現実化し得る政治上の価値をつくり出し得る限りドイツブルジョア階級の思想を承認したにすぎないのであつて、このことはドイツ社会主義勢力についても真実である。ビスマルクはあるがままの最も単純にして最も自然な客観的力に奉仕したにすぎない。

H. Z., Vo. 82, 1899. 又は R. Sterling, Ethics in a World of Power, 1958, p. 79.

(9) Meinecke, W. U. N. S. 301.

(10) Ibid.,

(11)(12) Ibid., S. 298.

(13) Ibid., S. 297.

(14) Ibid., S. 298.

(15) Ibid., S. 105.

(16) Ibid., S. 105.

(17) Ibid., S. 105—106.

(18) Ibid., S. 106.

(19) Ibid., S. 105.

(20) Ibid.,

(21) Ibid., S. 105.

(22) Ibid., S. 10—11.

(23) Ibid., S. 9.

- (24) Ibid., S. 1.
- (25) 文化国民とは彼によれば植物的性格、無意識的性格であり、自ら一つの国民たろうと意識しない国民の発展段階を指すに反して、国家国民とは自らが一つの国民たることを意識し、意識的努力において自らを国民として形成しようとする国民の発展段階を指す。W. u. N., S. 6.
- (26) Ibid., S. 1.
- (27) Meinecke, Schaffender Spiegel, S. 221.
- (28) Meinecke, Das Zeitalter der deutschen Erhebung, 1957, S. 41.
- (29) 個性性の理念における彼の論理におおむねは拙稿「F. Meinecke の個性性の理念について」(史学第二十八卷三・四号)を参照
- (30) Ibid., S. 2.
- (31) Ibid., S. 8.
- (32) Ibid., S. 2.
- (33) Ibid., S. 4—5.
- (34) Ibid., S. 6.
- (35) Ibid., S. 9.
- (36) Ibid.,
- (37) Ibid., S. 11—12.
- (38)(39) Ibid., S. 10.
- (40) この論点よりする彼の国民概念についてのより詳細な分析は拙稿「マイネッケの政治思想」(史学第三十五卷二・三号)を参照された。
- (41) W. u. N., S. 327.

- (42) Ibid., S. 19.
- (43) Meinecke: Das Zeitalter der deutschen Erhebung, S. 84.
- (44) W. u. N., S. 105.
- (45) Ibid., S. 327, und S. 331.
- (46) Ibid., S. 20.
- (47) Ibid., S. 327.
- (48) Das Zeitalter der deutschen Erhebung, S. 197—198.
- (49) W. u. N., S. 2.
- (50) Ibid., S. 301.
- (51) Ibid., S. 301—302.
- (52) この点については本論稿の①において論述した。(史学第三十五卷一号)
- (53) W. u. N., S. 328.
- (54) Ibid., S. 301.
- (55) この点については拙稿「マイネッケの個性性の理念」の一—二頁以下を参照されたい。
- (56) W. u. N., S. 105—106.
- (57) Ibid., S. 106.
- (58) Ibid., S. 282.
- (59) 以上のことはマイネッケの著書の多くにおいて指摘し得る。例えば、Werke II. S. 80—81, S. 122. Werke I. S. 488.